

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田寛也

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

土地改良区等検査規程（昭和54年岩手県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査員及びその証票) 第7条 検査は、知事が命ずる <u>吏員</u> （以下「検査員」という。） に行わせるものとする。 2 [略]	(検査員及びその証票) 第7条 検査は、知事が命ずる <u>職員</u> （以下「検査員」という。） に行わせるものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。